広陵町東部地区農業研修センター建替 基本構想・基本計画策定業務

公募型プロポーザル募集要領

令和6年6月 広陵町 住民環境部 環境政策課 広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務の内容及び同業務に係る公募型プロポーザルに関する各種手続き、要件、審査等の内容について必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務

(2)業務内容

広瀬区における広陵町東部地区農業研修センターは、地元自治会や各種団体が研修や総会、行事の準備など様々な活動に使用しているが、施設は耐震診断、耐震改修が未実施であり、建設から約50年が経過しているため老朽化が著しく進んでいる。このことから、地域のコミュニティ活動を活性化させ、にぎわいのある持続可能な地域づくりを進めていくためには地域コミュニティの拠点となる施設の整備が必要である。

また、広瀬区は全域が洪水ハザードマップの浸水想定水深区域(0.5~3.0m 未満又は3.0~5.0m 未満)となっていることから、水害をはじめいつ起こるかわからない災害に備えるべく地域防災の拠点となる施設の整備が急務となっている。

本プロポーザルは、老朽化した広陵町東部地区農業研修センターを建替え、広瀬区における持続可能な地域づくりや地域防災の拠点となる新施設を整備するに当たって、広瀬区の現状と課題を整理し、施設のあるべき姿を検討するとともに、そのために必要な機能やその規模等、整備の方向性をまとめた基本構想及び基本計画(以下「基本プラン」という。)を策定する業務である。

詳細は、別紙の広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)のとおりである。なお、特記仕様書は、成果として求める最低限の内容を示すものであり、技術提案の内容を制限するものではない。

(3)業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4)委託限度額

金4,500,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第22 5号)の規定に基づく更正又は再生手続きをしていない者であること。
- (3) 広陵町の令和6年度の入札参加資格を有する者
- (4) プロポーザル参加申込書(様式1)の提出日以降において、広陵町の指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 広陵町暴力団排除条例(平成23年12月広陵町条例第8号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等でない者であること。

3 候補者の選定方法

町職員で構成する広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)により非公開で審査を実施し、委託候補者1者及び次席者(優先順位を付します。)を選定します。

なお、参加表明者が1者の場合であっても、審査の結果、最低基準点(60点以上/100点)に達していれば委託候補者とします。審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受付けません。

4 実施スケジュール

内容	期日等	
公募型プロポーザル公告	令和6年6月5日(水)	
質問受付	令和6年6月11日(火)午後5時まで	
質問への回答	令和6年6月14日(金)午後5時を目途にホームペー	
	ジで回答	
参加申込書の受付・資格の確認	令和6年6月17日(月)から令和6年6月21日(金)	
	まで	
技術提案書の受付	令和6年7月1日(月)から令和6年7月5日(金)ま	
	で	
技術提案書の審査	令和6年7月9日(火)	
プロポーザル審査結果通知	令和6年7月中旬頃予定	

5 参加申込

(1)提出書類

ア プロポーザル参加申込書(様式1)

イ 会社概要書(様式2)

(2)提出部数

1部

(3) 提出期間及び提出先

令和6年6月17日(月)から令和6年6月21日(金)まで(午前8時30分から午後5時15分まで)

〒 6 3 5 - 8 5 1 5 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 5 8 3 番地 1 広陵町 住民環境部 環境政策課 宛 電話番号 (代表) 0 7 4 5 - 5 5 - 1 0 0 1 メールアドレス kankyo@town.nara-koryo.lg.jp

(4)提出方法

環境政策課へ事前に電話連絡の上、メール、郵送(提出期間に必着)又は持参してください。

(5)参加辞退

参加申込書の提出以降に参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を環境政策課 へ事前に電話連絡の上、メール、郵送又は持参してください。

6 技術提案及び審査

参加申込書を提出した者からの技術提案により審査します。

(1)提出書類

- ア 類似業務実績表(様式3)
- イ 技術提案書(様式4)
- ウ 業務実施方針(様式5)※任意様式でも可
- エ 業務実施体制(様式6)※任意様式でも可
- オ 業務実施内容(様式7)※任意様式でも可
- カ 業務工程表(様式8) ※任意様式でも可
- キ 参考見積書及び積算内訳 ※任意様式、税抜き価格

(2)提出部数

1部とデータ (PDF版)

(3)提出期間及び提出先

令和6年7月1日(月)から令和6年7月5日(金)まで(午前8時30分から午後5時15分まで)

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町 住民環境部 環境政策課 宛 電話番号(代表) 0745-55-1001 メールアドレス kankyo@town.nara-koryo.lg.jp

(4)提出方法

郵送又は持参するとともに、提出先メールアドレス宛に提出期間内にデータ(PDF版)を送付してください。

※ 郵送の場合は、簡易書留等の配達過程を記録できるものにより提出期間内必着とします。

(5) 評価項目

技術提案の評価項目は次のとおり。

審査事項	評価項目	配点
業務実施方針	取組方針等に係る提案内容	95点
	(1)業務実施方針	(20)
	(2)業務実績及び実施体制	(15)
	(3)業務実施内容	(55)
	(4)業務工程	(5)
経費の見積価格	算式:(5 点−1) × [{1−(見積価格※1)	5 点
	÷ (予定価格※2)} ×4] +1	
	※1:該当提案者の見積価格(税別)	
	※2:4,500,000円(税別)	
	● []内が1を超える場合は一律1として	
	算定する。	
	● 算定結果は小数点第一位までとし、小数点	
	第二位以下を切り捨てる。	
	● 見積価格が 4,500,000 円 (税別) を超える	
	場合は失格とする。	
合計 100点		

- ※ 合計得点が最低基準点である60点を下回る場合は、失格とします。
- ※ 評価指標の詳細は評価基準表を参照ください。

(6)審査

書類による審査を行います。

ア 審査方法

選定委員会委員により点数評価します。

イ 選定等

評価点により順位付けします。

(7)技術提案審査結果の通知

技術提案審査結果の通知を参加申込者全員に通知します。

通知時期:令和6年7月中旬頃を予定

7 資料について

資料は広陵町ホームページに掲載 ※特記仕様書 11 参考資料 参照

8 質問及び回答

(1)提出様式・提出方法

広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務 公募型プロポーザル質問書(様式9)により電子メールで提出してください。

<宛先:担当部署>

広陵町 住民環境部 環境政策課

電話番号(代表) 0745-55-1001

メールアドレス kankyo@town.nara-koryo.lg.jp

メール表題は「プロポーザルに係る質疑」としてください。 質問書をメール送信した際には、その旨を環境政策課まで電話連絡してください。

(2) 質問期限及び回答方法

質問期限は、令和6年6月11日(火)午後5時まで 質問への回答は、令和6年6月14日(金)午後5時を目途に広陵町ホームページ に掲載します。

9 失格

次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- (1) 提出期限、提出先等、必要書類の提出が定められた方法に適合しない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 本要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に適合しない場合
- (4) 見積額の金額が 1 業務概要(4) の委託限度額を超える場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 2の参加資格要件を欠くこととなった場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 契約

選定委員会により特定された委託候補者と契約締結交渉を行います。なお、契約交渉が 不調の時は、次席者と交渉を行います(次席者不調の場合は、さらに次の順位の次席者と 交渉を行います。以下同様に取り扱います。)。

また、委託候補者の特定後、業務委託契約時における委託料は、見積価格以内とします。

11 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、 日本の標準時及び計量法に定める単位とします。
- (2) 参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (3) プロポーザル参加申込書の提出後、申請内容に変更が生じた場合は、書面により 速やかに報告してください。
- (4) 1者につき1提案とします。
- (5) 追加資料の提出を求めることがあります。
- (6) 提出書類は返却しません。
- (7) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めません。
- (8) 提出書類を郵送した場合において、不達、遅配を原因とする参加者の不利益が生じたとしても本町は責任を負いません。
- (9) 提出されたすべての書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しません。
- (10) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書等を無効にするとともに、本町の指名停止措置を行うことがあります。
- (11) 提案書の著作権は、提出者に帰属します。ただし、公平性、透明性、客観性を期するため、町ホームページ等で公表する場合がありますので、了承してください。
- (12) 審査基準の詳細は公表しません。
- (13) 本業務は、この要領に定めるもののほか、関係法令、広陵町の規則等の定めるところにより実施します。